

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月20日

上越市長 中川 幹太

### 上越市規則第53号

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当の支給に関する規則（昭和46年上越市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下この条において「応急作業等」という。）

第10条第2項中「600円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号の作業 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

ア 巡回監視 600円

イ 応急作業等 850円

- (2) 前項第2号の作業 750円

第10条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項第1号の手当の額は、前項第1号に定める額にそれぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）を加算した額とする。

- (1) 日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第1号に定める支給額の100分の50に相当する額

- (2) 著しく危険である区域（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一の区域を含む。）であつて市長が認めるものをいう。）で行われた場合 前項第1号に定める支給額の100分の100に相当する額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。